

# 県教育委員会と年度当初の交渉

## 授業に穴が空かないように努力したい

**香教組**

回復措置がとれるよう、安易に

**県教委**

夏季休業中に教員の超過勤務の

**香教組**

病休に入ってしまったりする

**香教組**

長時間勤務や無理をしたことで精神疾患になり、休職してしまった場合、復帰できるように相談にのつたり、温かい指導をしたりする

**香教組**

管理職も温かい声

**香教組**

夏季休暇の日数を増やすことは困難で

交渉で回答する県教育委員会=県庁12F(上)  
実態を話す香教組中央執行委員(下)



交渉で回答する県教育委員会=県庁12F(上)

実態を話す香教組中央執行委員(下)



交渉で回答する県教育委員会=県庁12F(上)

実態を話す香教組中央執行委員(下)

夏季休業中の教員の超過勤務は出来ないが、本人の希望があれば人事面談などで校長に伝えてほしい。

叶うかどうか保障してもらいたいと思う。

夏季休業中に教員の超過勤務の

**香教組**

夏季休業日の短縮を実施しない

**香教組**

夏季休暇の日数を増やすことは困難である。

**香教組**

最近、代替配置が非常に遅くなっている。委員長が話した理科教員の配置は特にひどく、授業が必要時数できず遅れているところも出ていると聞いている。中学校は診断テストもあるので放置するべきではないと思うがどうか。

**香教組**

理科の教員については、香川大学の院生や農学部などの方にもお

住民や学校の意向を無視する学校統廃合を行わせないよう指導してもらいたい。さぬき市の親から、「朝早くから何回もピストン輸送させられており、子どもも朝早くから起きて、バスを待つため体が疲れてしまう」という声があるがどうか。

**香教組**

はじめから統廃合ありきで動いて

きており、財政的な見通しが立っていないのに統廃合が進んでいく

思っている。

**香教組**

は、市町の判断によ

り、適切に行われること

が重要と考えている。設置者でもづき、適切に行われること

ある市や町へ意見を出してほし

いと思っている。

**香教組**

統廃合について

はじめて、

は、

教職はブラック企業と同じ体質

# 学校は今、ブラック企業と言われている

## 知恵蔵の、ブラック企業の定義は

2014年の知恵蔵では、  
ブラック企業とは、労働者  
を酷使・選別し、使い捨て  
にする企業と定義し「ブラッ  
ク会社」ともいうと書いて  
います。

知恵蔵の言葉の説明には  
「度を超えた長時間労働や  
ノルマを課す」「非情な使  
い捨てなどがある」「法令  
違反の長時間労働がある」  
「新卒採用でも買い手側が  
圧倒的優位で、とりわけ若  
年労働者を蝕（むしば）む」  
などが挙げられています。

## 言われてみれば

### 休憩も無いぞ

ネットでは、次のような  
条件が飲めないとまで  
書かれています。  
① 残業代はなし。（確かに  
その通り）  
② 一日平均10時間以上の  
労働。（帰る時間が遅い）  
③ 休日出勤は何時間働い  
ても日当2400円、4時  
間以内なら0円。（部活動手  
当のこと）  
④ 昼休みは常に顧客の動  
向に注意を払え。（昼休み

使用者は、労働時間が6  
時間を超える場合は、少な  
くとも45分、8時間を超え  
る場合においては少なくと  
も1時間の休憩時間を労働  
時間の途中に与えなければ  
ならないのです。

実際に仕事はしていない  
けれども、指示が出された  
ら直ちに仕事を取り掛から  
なければならぬ状態を手  
待ち時間と言いますが、こ  
とのこと

企業なら、超過分の残業  
代は、当然支払わなければ  
ならず、決して「いくら残  
業しても決まつた残業代し  
か出ない」などということ  
が法律的に許されるはずが  
ありません。しかし、教員  
は、残業が生じた場合でも、  
本来なら支払うべき残業代  
が支払われないことが當た  
り前なのです。

企業なら、超過分の残業  
代は、当然支払わなければ  
ならず、決して「いくら残  
業しても決まつた残業代し  
か出ない」などということ  
が法律的に許されるはずが  
ありません。しかし、教員  
は、残業が生じた場合でも、  
本来なら支払うべき残業代  
が支払われないことが當た  
り前なのです。

企業なら、超過分の残業  
代は、当然支払わなければ  
ならず、決して「いくら残  
業しても決まつた残業代し  
か出ない」などということ  
が法律的に許されるはずが  
ありません。しかし、教員  
は、残業が生じた場合でも、  
本来なら支払うべき残業代  
が支払われないことが當た  
り前なのです。

企業なら、超過分の残業  
代は、当然支払わなければ  
ならず、決して「いくら残  
業しても決まつた残業代し  
か出ない」などということ  
が法律的に許されるはずが  
ありません。しかし、教員  
は、残業が生じた場合でも、  
本来なら支払うべき残業代  
が支払われないことが當た  
り前なのです。

6月7日(土)に、高松市林町の県立文書館で第2回のパワーアップ学習会が開催されました。会場がたいへん広かったのですが、たくさんの方々に参加して頂き、会場もほぼ一杯になりました。

当日は集団面接の練習や適性検査について等、2014年度に新しく入ってきた一次試験の内容について、学びました。

採用試験まで、あと1ヶ月と少しです。いよいよ追い込みに入るべきだと思いますが、仕事をしながらの勉強は大変だと思います。ぜひ合格をめざして頑張ってほしいと思います。

<参加者からの声>

具体的な採用試験の内容、面接練習など、とても参考になりました。

また、他の先生方と交流する機会もあり、新たな刺激も頂きました。採用試験がんばります。今後ともよろしくお願ひします。

集団面接のポイントや適性検査の仕方など、どれもためになることばかりでした。実際に集団面接をしてみて、相手の目を見て話を聞くこと、話をしたりすることの大切さ、自分の考えを瞬間に述べることの難しさなどが実感できました。

「先生になりたい」という気持ちが一層強くなりました。

[サークルは、高松・大川・三豊・丸亀(4カ所)で実施しています]



全県から集まった臨時教員や大学4回生の人たち=県文書館  
当日配布した資料が必要な方は、香教組へ連絡して頂ければお送りします。資料は、集団面接について・総合教養の練習問題、適性検査について、等があります。  
サークルの案内は、香教組ホームページに載っています。

最近ネットでは、学校がブラックと呼ばれている企業と変わらないと言っています。学校の先生の就労状況は、現代日本の危ない企業で働いている人たちと変わりないと言うのです。  
どんなところがブラック企業と同じなのか見てみることにしました。  
がそういう体质なのかを見てみることにしました。

の手待ち時間は休憩時間に  
は当たらず、賃金の支払が  
必要な労働時間となります。  
休憩であっても教員にとっては休憩ではありません。  
また、授業の準備をしな  
らなければならぬような休  
み休憩時間とはみなされ  
ません。そのような場合、  
雇用主は、1時間の休憩時  
間を別途設けなければなり  
ません。

民間企業だったら、休憩  
時間中の電話待ち待機でも  
労働基準法違反となり労働  
基準監督署に知れると指導  
や罰則の対象となります。